

電子入札に係る留意事項（工事）

渡島総合振興局函館建設管理部

電子入札の参加にあたっては、「[北海道電子入札運用基準](#)」（以下、「運用基準」という。）を承知してください。運用基準は、北海道ホームページの総務部イノベーション推進局情報政策課のサイトでご覧になれます。

1 問い合わせ先

問い合わせ内容	担当	ダイヤルイン 【0138- 】
○公告内容、申請書作成、資格審査結果・通知、指名通知に関する事 ○設計図書等の閲覧、質問、応札に関する事 ○紙参加申請に関する事 ○JV申請に関する事	入札契約課 入札係	47-9615
○総合評価に関する事	入札契約課主査 地域調整課主査 (技術指導)	47-9615 47-9623
○入札執行(開札や2回目応札、随意契約移行等)に関する事	入札契約課 道路予算担当 治水予算担当	47-9613 47-9614
○道路・街路・下水道・公園事業に関する契約及び支払いに関する事	入札契約課 道路予算担当	47-9613
○河川・ダム・砂防・急傾斜・漁港・海岸・災害事業に関する契約及び支払いに関する事	入札契約課 治水予算担当	47-9614
○道営住宅事業に関する契約及び支払いに関する事	建設指導課 主査(建築住宅)	47-9467
◎電子入札システムの操作に関する事 ※	電子調達サポ ートセンター	011- 232-7500
◎その他、電子入札システム全般に関する事 ※	総務部 情報政策課	011- 204-5980

※総務部イノベーション推進局情報政策課サイト内の『[電子入札に関する「よくある質問（FAQ）」](#)』、
[電子調達ポータルサイト](#)内の『[●電子調達について](#)』『[●システム操作について](#)』『[よくある質問（FAQ）一覧](#)』等を参照の上、お問い合わせ下さい。

2 設計図書等の閲覧について（インターネット閲覧）

○設計図書等は、閲覧期間中においてインターネットにより閲覧できます。
建設部見積用参考資料等提供システム（Q u M a O S）

<https://www.qumaos-hokkaido.jp/qumaos/>

（なおインターネット閲覧に抛り難い場合は、別途公告にて閲覧場所をお知らせします。）

※入札の公告に記載された「入札に付する事項」（工期、工事概要など）は、公告開始時点での予定であるため、変更となる場合があります。

入札参加にあたっては、閲覧に供する「設計図書等」を必ず確認してください。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、建設工事競争入札心得を承知の上、申請書及び添付書類を次の方法により提出してください。なお、提出書類に不備がある場合は、申請期間内での再提出となりますので、時間に余裕を持って提出願います。

(1) 電子入札システムによる参加申請	全ての添付書類を電子化（作成またはスキャナーで電子化）できるかによって参加申請の方法が異なります。いずれの場合も、資格審査の結果は、電子入札システムにより通知します。
① 添付書類をすべて電子化できる場合	申請書及び全ての添付書類を添付し、電子入札参加システムで参加申請してください。 なお、申請書は記載事項及び添付書類を確認後に「受付票」を発行しますが、提出書類に不備がある場合は、電子入札システムによる再申請となります。 <u>P D F等のデータは、極力1つのファイルにまとめることにご協力をお願いします。（ファイル名は路線・河川名や工事名等で構いません。）</u> ※なおZ I P等圧縮ファイルはセキュリティの都合上受付出来ません。
② 1種類でも電子化できない書類がある場合、若しくは、電子ファイルの容量が3 MBを超える場合	電子入札システムで「送付・持参提出通知書」を提出した後、「送付・持参提出通知書」に記載した提出年月日に、添付書類内訳書、申請書及び添付書類を全て送付または持参してください。（一部の書類を電子で提出し、残りを送付または持参するということではできません。） （なお、総合評価の技術提案の申請も含め、これまで容量オーバーしたことはありません。）
(2) 紙による参加申請	運用基準9により紙参加を希望する場合は、「 紙参加届出書 」を提出の上、紙面により 申請書 及び全ての添付書類を1部提出してください。資格審査の結果は、紙面により通知します。

4 様式等

様式（標準様式）等は、下記よりダウンロードできます。

総務部 > イノベーション推進局情報政策課 > 電子入札運用基準ほか

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jsk/denshichotatsu14.htm>

建設部 > 建設政策局建設管理課 > 様式集（入札・契約）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/youshikisyu.html>

5 経営事項審査結果の有効期限について

建設業法第27条の23の規定等により、建設業者（共同企業体の場合はすべての構成員）は、有効な経営事項審査結果を有していなければ、北海道と契約することができません。

落札者（共同企業体の場合はすべての構成員）は、契約締結時に有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）が必要となるので留意願います。

また、一般競争入札申請においては、**入札日まで有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）**を添付してください（入札日まで有効期限切れする場合は、更新手続中であることが判る書面（振興局建設指導課受領印がある申請書や受領書等）を添付してください。）

なお、落札者が契約を締結できない場合は、違約金を納めていただくとともに、入札参加資格が一定期間消滅することとなるので、ご承知おき願います。

6 契約手続

① 契約書案・設計図書等（書類）の引き渡しについて

落札者となった方へ書類を郵送します。

なお不明な点等がありましたら、次の連絡先までご連絡ください。

＜連絡先＞

道路予算担当 0138-47-9613

治水予算担当 0138-47-9614

＜連絡内容＞

◇書類の手渡し希望【日時】、若しくは送付希望【着払いとなります】

◇契約保証の内容【北保証、履行保証、金融機関による保証等】（※JVは除く）

- ・保証期間の始期は、契約締結日と同日かそれ以前の日としてください。
 - ・保証期間の終期は、工期の最終日 [北保証、金融機関による保証]
工期の最終日+14日以上 [履行保証保険] としてください。
- なお、年度末を超える場合は3月31日としてください。

② 事前確認について

フレックス工期と建設リサイクル協議については内容を確認する必要があるため、これらに該当する場合は、**契約する前に、次の書類をFAX送付してください。**確認後、入札契約課担当者からご連絡致します。

＜FAX送付先＞ 函館建設管理部 0138-47-9217（共用のため送信票を添付願います。）

＜送付書類＞

◇フレックス工期制工事の場合…「**工期申出書**」

- ・契約日以降から工事完成期限までの間で希望する着工日及び完成日を設定してください。
- なお、工期末が開庁日（平日）になるよう留意願います。

◇建設リサイクル協議対象工事の場合…「**建設リサイクル協議書**」

- ・協議書別記及び再資源化等施設の確認書類も併せて送付してください。
- ※建設リサイクル協議対象の有無については、公告とは別に、設計書調書の記載の有無や『指名競争入札の執行に関する補足事項』で確認願います。

③ 契約の締結について

当部入札契約課では、原則として木曜日を開札日とし、**翌週水曜日を集中契約日**としていますので、予めご留意願います。なお、時間や会場等の詳細は契約書類で確認してください。

また、落札通知日から**7日以内**に契約を締結することとなりますのでご承知おきください。

7 電子契約

北海道では、令和5年11月以降、電子契約手続きが可能となり、現在、建設工事や建設工事に係る委託業務について、入札に参加する全ての事業者の方から「契約に関する申出書」を提出していただいているところです。一方、電子契約の利用率については、導入以降、高水準で推移しており、利用者のより一層の書類の簡素化を図るため、令和7年4月以降の入札から下記のとおり契約の申出方法について一部変更します。

建設部 > 建設政策局建設管理課 > 電子契約の導入について

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

建設工事競争入札心得（電子入札用）

（総則）

第1条 北海道が発注する工事請負に係る入札を電子的に行う場合における入札参加に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、開札日時前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が開札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を開札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

（入札）

第3条 入札参加者は、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報をICカード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が発行した電子的な証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）又は商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が発行する電子的な証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第33条の8第2項に規定する電子証明書をいう。）を格納しているカードのうち、北海道の電子入札システムに利用者登録済みのものをいう。以下同じ。）及び当該電子証明書に係るパスワードを用いて入力し、指定された日時までに支出負担行為担当者の使用に係る電子計算機（以下「電子入札システム」という。）に到達するように送信しなければなりません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者は、電子入札用の様式により入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

また、入札書を紙により提出する場合の入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合には、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報（入札書を紙により提出する場合は、記載金額その他入札要件）が確認できない入札

(2) 入札書を紙により提出する場合において、入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書を紙により提出する場合において、入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、電子入札システム上において行い、開札結果を電子入札システムで公開しますので、開札時には必ず自己の使用に係る電子計算機で確認できるよう待機してください。

また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で開札の結果をお知らせします。

なお、開札には当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに初度の入札参加者で再度入札を行います。ただし、予定価格を事前に公表した場合においては再度入札は行いません。

2 再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

3 再度入札を行う場合にあっては、その旨を電子入札システムによりお知らせします。

また、入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人に対しては、その場で再度入札を行う旨をお知らせします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、電子入札システムが備える電子くじ機能によるくじ引きにより落札者を決定します。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者としします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知を受けた場合は、その指示に従ってください。

(北海道議会の議決事件)

第14条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。

1 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができますものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができますものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の

始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

- 3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。
- 4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 5 契約保証金に代える担保として銀行、知事の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。
- 6 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。

(入札保証金等の充当)

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

- 2 電子入札システムに予期せぬ障害が発生したときは、電子入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
 - (1) 入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、システム障害等のために電子入札システムを利用できないときには、電話等により支出負担行為担当者に申し出ること。
 - (2) 入札書を紙により提出する入札参加者が辞退するときには、次のとおり申し出ること。
 - ア 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
 - イ 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(工事費内訳書の提出等)

第23条 入札書提出時に工事費内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければなりません。入札書を紙により提出する場合は、入札執行時に工事費内訳書の提出を求められますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。

- 2 入札書を紙により提出する入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書の提出を求めたときは、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。
- 3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。
- 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- 5 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。
 - (1) 工事費内訳書の提出がない場合
 - (2) 工事費内訳書の記載金額(合計金額) その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - (3) 入札書を紙により提出する場合において、工事費内訳書に記名押印がない場合
 - (4) 入札書を紙により提出する場合において、入札者(代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人)以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - (5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - (6) 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- 6 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知等について

建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知は、受注予定者（落札決定（決定）通知を受けた者をいう。）の義務であるとされています。

受注予定者において、当該工事の施工に当たり、建設業法施行規則（国土交通省令）で定める事象が発生するおそれがあると判断する場合は、契約締結までに、別添通知書（工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（別記様式 1））に当該事象の状況の把握のため必要な情報を添えて、下記メールアドレス宛に電子データで通知、若しくは、契約担当課に紙で通知してください。

契 約 担 当 課：〒041-8558

函館市美原4丁目6番16号

渡島総合振興局 建設行政室 函館建設管理部 入札契約課 予算係

メールアドレス：hakodatekenkan.nyukeiseikyu@pref.hokkaido.lg.jp

本通知の趣旨としては、請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化しようとするものであるため、おそれ情報を通知するか否かについては、工事の内容などに応じて受注予定者自ら判断してください。

なお、本通知の有無に関わらず、工期等に影響を及ぼす事象が顕在化した場合は、契約約款及び各運用基準に基づき、協議を行うこととなりますことを申し添えます。

【建設業法】

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

第二十条の二

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

【建設業法施行規則】（国土交通省令）

（工期等に影響を及ぼす事象）

第十三条の十四

2 法第二十条の二第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるものとする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五

2 建設業者は、法第二十条の二第二項の規定により前条第二項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設工事の注文者に対して通知しようとする場合において、当該建設業者が法第二十条第一項の規定により見積書を作成するときにあつてはこれらの情報を記載した書面を添付のうえ当該見積書を、作成しないときにあつては当該情報を記載した書面を、それぞれ交付してこれを行わなければならない。

4 第一項及び第二項の書面の交付については、当該書面が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。前項の請求において建設工事の注文者が当該書面を電磁的記録で作成することを求めた場合も、同様とする。

- 一 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機と建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、建設工事の注文者又は建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

お 知 ら せ

道発注工事における社会保険等未加入対策について 二次以下の下請負人を含め、社会保険等加入者に限定

道においては、平成28年度から、道発注の建設工事において、受注者の契約の相手方となる一次下請負人を原則、社会保険等加入建設業者に限定してきたところですが、労働環境等を改善し社会保険の加入をさらに促進するため、二次以下の下請負人についても、平成30年4月から、原則、社会保険等加入建設業者に限定するほか、併せて、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

1 建設工事請負標準契約書式（契約書）の改正内容

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務づけることとしました。 (第3条関係)

- 受注者は、契約の締結後14日以内に設計図書に基づき、工事工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 二次以下の下請人を含む社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととしました。(第6条の2関係)

- 受注者は、次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務のない者を除く）を下請人としてはならない。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ただし、2次以下下請負人については、特別な事情があると発注者が認めたとき、又は、発注者が受注者に対して届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該書類を提出した場合を除く。

2 施行年月日

平成30年4月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

3 その他

社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とした場合、契約違反を行った受注者に対し、指名停止や工事施行成績評定の減点を行います。

なお、ペナルティの適用については、平成30年10月1日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

- 詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページでご確認ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm>)

入札参加予定者の皆様へ

季節労働者の通年雇用化の促進に関するお願い

北海道経済部長

本道は積雪寒冷の気象条件にあることから、冬期間の産業活動に著しい制約を受け、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者の方々は建設業を中心に約3万人（令和6年度）を数え、その多くが冬期間に離職を余儀なくされている状況にあり、これらの方々の雇用の安定を図ることは本道にとって重要な課題となっています。

このため道では、季節労働者の通年雇用化を促進し雇用の安定を図るため、公共事業等における冬期雇用の場の確保、公共職業訓練による技能の向上や入札参加資格審査でのインセンティブ（通年雇用化対策への加点）による事業主の意欲喚起などの施策を進めてきているほか、季節労働者の方々の通年雇用に向けた、地域での独自取組や資格取得への支援を実施しています。

このような取組の一環として、平成16年度から、冬期間に道が発注する事業を「通年雇用化特別対策事業」として位置づけ、季節労働者の通年雇用化の促進に向けた取組を実施しているところであり、貴社が当該工事を受注した際は、上記の趣旨を十分にご理解いただき、季節労働者の方々の雇用についてご配慮いただくとともに、国の通年雇用助成金を活用するなどして、季節労働者の通年雇用化に努めていただきますようお願いします。

（通年雇用助成金の詳細につきましては、最寄りのハローワークにご相談ください。）

なお、通年雇用化特別対策事業における就労状況の把握を目的として、当該工事に係る就労状況等調査を実施しますので、受注した際は、ご協力をお願いします。

また、調査対象事業所へは、（総合）振興局の職員が季節労働者の就労状況等についてお聴きすることもありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 渡島総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 主査（労働企画）

所在地 函館市美原4丁目6番16号

TEL 0138-47-9457

FAX 0138-47-9207

檜山振興局 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係

所在地 檜山郡江差町字陣屋町336-3

TEL 0139-52-6643

FAX 0139-52-0569